

神谷神社公告

次のとおり国宝神谷神社本殿保存修理工事について、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、坂出市制限付き一般競争入札に関する規則（平成19年坂出市規則第24号。以下「規則」という。）第4条の規定を準用し、公告します。

令和5年9月6日

宗教法人 神谷神社
代表役員 中尾 格

第1 入札に付する事項

(1) 工 事 名	国宝神谷神社本殿保存修理工事
(2) 工 事 場 所	香川県坂出市神谷町
(3) 工 事 概 要	建築一式工事（半解体修理工事）
(4) 工 期	契約締結日より令和7年9月30日（火）
(5) 予 定 価 格	設定する
(6) 最低制限価格	設定する
(7) 契約保証金	無
(8) 支払条件	前払い 無 部分払い 各年度末に出来高払いとする

第2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者は単体企業であって、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- (2) 坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年坂出市要綱）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 旧商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、坂出市の入札参加資格審査を受けた者。
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可決定（確定したものに限る。）を受けた後に、坂出市の入札参加資格審査を受けた者。
- (4) 坂出市の令和5・6年度建設工事の入札指名人名簿（以下「入札指名人名簿」という。）に建築一式工事において登載され、規則第4条（1）オの規定による「市内業者」、「準市内業者」または香川県内に本店または本社もしくは契約締結権のある支店または営業所から申請のある「市外業者」であって、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（県内業者にあつては審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日の間のもの、県外業者についても同様とする。以下「経営事項審査」という。）における建築一式工事の総合評定値（P点）が「市内業者」、「準市内業者」にあつては800点以上、「市外業者」に

についても800点以上のものであること。

- (5) 国（公団を含む。）または地方公共団体、および民間が発注した重要文化財（国宝を含む）に指定された建造物の保存修理を元請又は下請として施工実施の実績（平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間に工事が完成し、引渡し完了したものに限る。）を有すること。
- (6) 建築一式工事に係る監理技術者または主任技術者（入札日において当該入札者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあるものに限る。）を当該入札に付する工事に配置できること。なお、法第26条第3項の規定に基づき、請負代金の額が建設業法施行令第27条で定める金額以上の場合は、当該技術者は専任で配置できること。

また、法第26条第1項第2号による下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては監理技術者を置かなければならない。

第3 入札参加資格申請書および技術資料の受付

- (1) 受付期間 令和5年9月6日（水）から同年9月19日（火）まで。
申請書提出は、令和5年9月19日（火）午後2時迄必着のこと。
また、設計図書等入札資料を郵送するためのレターパックを必ず同封すること。
- (2) 提出先 〒762-0018
坂出市神谷町621
宗教法人 神谷神社
TEL (0877) -55-1274
- (3) 提出書類
①入札参加資格申請書（様式第1号）
②施工実績（様式第2号）
③配置予定の技術者の資格・工事経験（様式第3号）
②においては工事实績として記載した工事に係る契約書（工事名、工期、発注機関、社印を有する部分及び工事の施工内容が確認できるもので、その写しを添付すること。ただし、一般財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録している工事の場合は（文化財に指定された建造物）、竣工時カルテ受領書を添付することにより、契約書の写しに代えることができる。
③においては、第2の（6）に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格を記載し、配置予定技術者の資格を証明するものの写しを添付すること。
④経営事項審査終了報告書（令和5年7月1日現在の有効期間確認のため直近のもの・コピー可）
（以下、①、②、③及び④を「申請書等」という。）
- (4) 申請書等は郵送により1部提出するものとし、持参又は電送によるものは受け付けない。
- (5) その他
① 第1の（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある業者には入札に参加する資格はない。
② 申請書等の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
③ 提出された申請書等は、返却しない。

第4 設計図書等の貸出等

- (1) 設計図書の貸出
設計書、図面および仕様書（以下「設計図書等」という。）は、申請書等を受け付けた者に対して、次のとおり貸出を行う。

- ① 貸出期間 令和5年9月6日（水）から同年9月29日（金）まで。
- ② 貸出場所 第3の（2）と同じ。
- ③ 返却 入札会場に持参又は郵送にて返却すること。

第5 現場説明会

現場説明会は次のとおり行う。

- （1）日時 令和5年9月19日（火）午後2時から
- （2）場所 坂出市神谷町621
神谷神社 社務所
TEL（0877）-55-1274

第6 入札等

入札、開札は次のとおり行う。ただし、郵送または電送による入札は認めない。

- （1）入札日時 令和5年9月29日（金）午前10時から
- （2）入札場所 坂出市神谷町621
神谷神社 社務所
TEL（0877）-55-1274
- （3）その他 入札執行回数は、2回までとする。

第7 入札書に記載する金額

落札予定の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札保証金および契約保証金

- （1）入札保証金 入札保証金は免除する。
- （2）契約保証金 契約保証金は免除する。

第9 工事費内訳書の提出

- （1）第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出するものとする。
- （2）入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。工事費内訳書を提出しない場合、工事費内訳書に記名押印のない場合または記載内容に不備があって必要事項を確認しがたい場合等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。
- （3）工事費内訳書の項目は、設計図書として交付した内訳明細書（参考）と同様のものとし、記載内容については、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。
- （4）工事費内訳書は、返却しないものとする。
- （5）工事費内訳書の提出により、入札および契約上の権利を生じるものではない。

第10 入札等の無効等

- （1）第3の（3）による申請書等を期限までに提出しない者、第2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- （2）入札参加資格を有しない者または虚偽の申請を行った者の入札および「契約及び入札等の心得」等において示した入札に関する要件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行ったものが落札予定者となった場合は、落札予定者の決定を取り消す。

第11 落札予定者および落札者の決定方法

(1) 落札予定者の決定方法

落札予定者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設けるので、最低制限価格を下らない価格）をもって入札をした者を落札予定者とする。なお、最低制限価格は公表しない。（予定価格は事後公表）

また、落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、くじにより第1位の落札予定者を決定するものとする。

(2) 落札者等の決定および通知方法

落札者の決定は、第2に規定する入札に参加する必要な資格等、落札予定者が提出した第3の(3)の申請書等及び第10に規定する入札等の無効等の審査の結果、参加者資格および参加する者の資格要件（以下「参加者資格等」という。）を満たすと認められたときとする。また、その確認は、入札日から3日（休日を除く。）以内に行い、落札者が決定したときは直ちに落札者に電話等の連絡を行った後、入札結果通知書（様式第4号）（以下「通知書」という。）により通知する。また、審査の結果、参加者資格等が適正でないとして認められた者に対しては、令和5年10月4日（水）までに通知するものとする。

第12 落札予定者としての参加者資格等が適正でないとして認められた者に対する理由の説明等

(1) 第11の(2)において参加者資格等が適正でないとして認められた者に対し通知書により通知を行い、参加者資格等が適正でないとして確定した場合、新たに次の順位の者を落札予定者として審査を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

(2) 参加者資格等が適正でないとして認められた者は、その理由について、神谷神社に対して説明を求めることができる。

(3) (2)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を令和5年10月4日（水）から同年10月6日（金）まで（ただし、休日を除く。）に第3の(2)の場所へ持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年10月11日（水）までに、書面により行う。

第13 第11において参加者資格等が適正でないとして認められた者があった場合の落札者の決定

(1) 第11の(2)において参加者資格等が適正でないとして認められた者があった場合の落札者の決定は、第12の(1)から(4)までの手続が完了し、第11の(1)において新たに次の順位の者を落札予定者として審査を行い、資格の確認後、認められたときとする。

(2) (1)により落札者が決定したときは直ちに落札者に電話等の連絡を行うものとする。

(3) 以降、同様に繰り返すものとする。

第14 落札者もしくは再度入札により落札予定者が決定しなかった場合について

(1) 落札者もしくは再度入札により落札予定者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、最低制限価格を下らない最低価格で入札した者を相手方として随意契約の交渉を行っていくものとする。

(2) (1)において、随意契約が不可能となった場合は、当該業者より辞退届の提出を受け、この入札を終了するものとする。

第15 その他

- (1) 落札者は、提出資料様式第3号に記載した配置予定技術者を現場に配置する監理（主任）技術者として選任すること。
- (2) なお、病休、死亡、退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合のほかは、提出資料の当該技術者の変更は認めない。上記理由により配置技術者を変更する場合は、第2の（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 落札予定者となった者は、速やかに代表者の身分証明書（本籍地がある自治体が発行する「身分証明書」と法務局が発行する「登記されていないことの証明書」の双方を提出しなければならない。提出先は第3の（2）とする。